

# 9月定例会 委員会の議案審査報告

## 総務企画委員会

議第65号  
高山市火災予防条例の  
一部を改正する  
条例について

「住宅用防災機器の設置および維持に関する条例」の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い改正しようとするもので、全員一致で原案の通り可決するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】500平方メートル未満の施設について、複合型居住施設用自動火災報知器設備を設置することにより、住宅用防災警報器等はつけなくてよいということになったのか。

【答】その通り。

【問】新たに複合型居住施設用自動火災報知器設備を設置することにより、対象施設の財政負担が増えるが、それに対しての財政支援はないのか。

【答】現時点において、そのような制度はない。

議第66号  
過疎地域自立促進計画  
について

過疎地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大や地域格差の是正を図るため定めようとするもので、全員一致で原案の通り可決するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】過疎地域自立促進計画の途中の見直しはできるのか。

【答】途中の見直しはできる。

【問】上宝地域において、過疎地域は旧上宝村で指定されていたが、現在は上宝町と奥飛騨温泉郷の2つの過疎地域という扱い方なのか。

【答】過疎地域としては、上宝地域というひとつの地域で指定してある。

【問】過疎地域自立促進特別措置法の延長により大幅な変更はあったのか。

【答】充実した点は、過疎地域対策事業債のソフト事業の充実及び対象施設の追加だ。

【問】現状の過疎地域対策事業債では、旅館業や製造業の建物の建築には3年間の固定資産税の免除があったが、それらも変わらずにあるのか。

【答】引き続き対象になっている。

【問】過疎地域自立促進計画の変更点は、第七次総合計画から抜粋しており、第七次総合計画の後期計画の策定により変わった部分がある。

【問】この計画はいつまでに提出しなければいけないのか。

【答】提出期限はないが、10月中旬に総務省、農林水産省、国土交通省に提出する予定だ。

議第87号  
高山市副市長定数条例の一部を改正する  
条例について

副市長の定数を2人から1人に変更するための改正で、全員一致

で原案の通り可決するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】副市長の任期はいつからなるのか。

【答】就任した日から4年間だ。

## 基盤整備委員会

議第67号  
市道路線の廃止、  
議第68号  
市道路線の変更について

市道路線の廃止、変更は、山王橋の架け替えに伴うもので、全員一致で原案の通り可決するものと決めました。



山王橋の作業現場

【問】1人減ることにより、4年間でどれくらい行革になるのか。

【答】現時点で計算すると、4年間の給与及び退職金手当で約6100万円になる。

原案の通り認定するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】49の簡易水道を26年度までにひとつにまとめる計画の見通しは。

【答】5カ年で統合していく。

【問】今後の未給水地区に対する考え方は。

【答】公的工事が負担金の見直しを検討中。未給水地域の解消は図りたい。

【問】水道事業の合理化策・改善策は。

【答】繰上げ償還で支出を抑えてきた。更にとすると指定管理の範囲拡大や料金徴収の委託を考慮していくしか

認第1号  
平成21年度  
高山市水道事業会計決算  
について

水道事業会計決算については、全員一致で